



発行 新潟県  
**第5号**  
 平成28年1月19日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 100 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 101 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 102 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 103 道路の区域変更（道路管理課）
- 104 道路の供用開始（道路管理課）
- 105 道路の区域変更（道路管理課）
- 106 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 107 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 108 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 109 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

正 誤

平成28年1月8日付け県報第2号告示第38号中（農地計画課）

告 示

◎新潟県告示第100号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所	みのりの丘中郷	上越市中郷区藤沢998番地1	社会福祉法人新井頸南福祉会	平成28年1月1日
短期入所	ゆきのみや	妙高市大字宮内92-3	社会福祉法人新井頸南福祉会	平成28年1月1日
短期入所	みなかみの里	妙高市大字上新保549番地	社会福祉法人新井頸南福祉会	平成28年1月1日
同行援護	さくらメディカル株式会社高田訪問介護事業所	上越市鴨島2丁目1番9号	さくらメディカル株式会社	平成28年1月1日

◎新潟県告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に

より指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年 1月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	ショートステイさかえの里	三条市福島新田丙480	社会福祉法人さかえ福祉会	平成28年 1月3日

#### ◎新潟県告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成28年1月20日から平成28年2月17日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 1月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	保内	換地計画書の写し	長岡市役所

- この換地計画について異議があるときは、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- この換地計画について不服があったとしても、この換地計画についての取消しの訴えを提起することができない。取消しの訴えを提起することができるのは、この換地計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 1月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 中深見越後田沢停車場線
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市芋川字へつり道乙1245番1から	新	9.6～19.0メートル	73.3メートル
同市芋川字へつり道乙1240番まで	旧	9.6～18.4メートル	73.3メートル

#### ◎新潟県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 1月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 路線名 県道 中深見越後田沢停車場線
- 供用開始の区間  
十日町市芋川字へつり道乙1245番1から同市芋川字へつり道乙1240番まで
- 供用開始の期日 平成28年 1月19日

#### ◎新潟県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年1月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市野田字清水峠1093番2から	新	4.4～7.4メートル	54.9メートル
同市野田字清水峠1093番2まで	旧	4.2～5.1メートル	54.9メートル

#### ◎新潟県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年3月31日新潟県告示第545号）を次のとおり解除する。

平成28年1月19日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よし尾沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よし尾沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
霧谷川(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東長沢原沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて

縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年 1月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下戸倉地区	五泉市下戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下戸倉沢地区	五泉市下戸倉、上戸倉	次の図のとおり	土石流
多羅ノ木地区	五泉市上大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大蒲原地区	五泉市上大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長仙沢地区	五泉市上大蒲原	次の図のとおり	土石流
向山地区	五泉市下大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ラント沢地区	五泉市下大蒲原	次の図のとおり	土石流
下大蒲原地区	五泉市下大蒲原、上大蒲原	次の図のとおり	土石流
寺田甲地区	五泉市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(1)地区	五泉市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(2)地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
諏訪沢地区	五泉市寺田	次の図のとおり	土石流
寺田1地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	土石流
寺田2地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	土石流
オオサワ地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	土石流
新造沢地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	土石流
寺田3地区	五泉市寺田	次の図のとおり	土石流
寺田4地区	五泉市寺田	次の図のとおり	土石流
寺田5地区	五泉市寺田	次の図のとおり	土石流

寺田6地区	五泉市寺田	次の図のとおり	土石流
寺田7地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	土石流
山谷地区	五泉市山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山谷(2)地区	五泉市山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢地区	五泉市山谷	次の図のとおり	土石流
山谷(1)地区	五泉市山谷	次の図のとおり	土石流
山谷(2)地区	五泉市山谷	次の図のとおり	土石流
暮坪(1)地区	五泉市暮坪	次の図のとおり	土石流
暮坪(2)地区	五泉市暮坪	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(3)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(4)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(5)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(6)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(7)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(8)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流

よし尾沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よし尾沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
霧谷川(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東長沢原沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

### 3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井坪地区	佐渡市井坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井坪(1)地区	佐渡市井坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井坪川地区	佐渡市井坪	次の図のとおり	土石流
強清水1地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
強清水2-1地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
強清水2-2地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
強清水(1)地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
強清水川地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	土石流
木流地区	佐渡市木流	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神平(1)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神平(2)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神平(3)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神川地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	土石流
犬神平(1)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	土石流
真浦(H25)地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	地すべり

真浦－1地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真浦－2地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真浦(1)地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音川地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	土石流
杉ヶ崎川地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	土石流
真浦地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

#### 1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下戸倉地区	五泉市下戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
多羅ノ木地区	五泉市上大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上大蒲原地区	五泉市上大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長仙沢地区	五泉市上大蒲原	次の図のとおり	土石流
向山地区	五泉市下大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下大蒲原地区	五泉市下大蒲原、上大蒲原	次の図のとおり	土石流
寺田甲地区	五泉市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(1)地区	五泉市寺田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田(2)地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺田2地区	五泉市寺田、下大蒲原	次の図のとおり	土石流
寺田3地区	五泉市寺田	次の図のとおり	土石流
寺田5地区	五泉市寺田	次の図のとおり	土石流
山谷地区	五泉市山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

山谷(2)地区	五泉市山谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深沢地区	五泉市山谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
長沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(3)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(4)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(5)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(6)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(7)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長沢(8)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下川原地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
番場川(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よし尾沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
よし尾沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
霧谷川(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東中栗沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢(1)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
倉下沢(2)地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流
東長沢原沢地区	妙高市大字長沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### 3 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井坪地区	佐渡市井坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井坪(1)地区	佐渡市井坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井坪川地区	佐渡市井坪	次の図のとおり	土石流
強清水1地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
強清水2-1地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
強清水2-2地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
強清水川地区	佐渡市小木強清水	次の図のとおり	土石流
木流地区	佐渡市木流	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神平(1)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神平(2)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神平(3)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
犬神川地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	土石流
犬神平(1)地区	佐渡市犬神平	次の図のとおり	土石流
真浦-1地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真浦-2地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真浦(1)地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音川地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	土石流
杉ヶ崎川地区	佐渡市真浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第109号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年1月19日

新潟県三条地域振興局長

#### 1 指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 指定の年月日

平成28年 1月 7日

3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
燕市吉田西太田字札木723番1、 727番4、862番の内	5.90	97.13

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、経皮的心肺補助システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年 1月19日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

経皮的心肺補助システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年 3月31日 (木)

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成28年 1月28日 (木) 午後 5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成28年 2月 3日 (水) 午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

正 誤

平成28年1月8日付け新潟県告示第38号（土地改良区の合併認可）中7ページ3行目を削除する。